

デジタル技術 導入補助金 2025 ご案内

中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金

エネルギー価格高止まり等の影響を受けている道内中小・小規模企業等の生産性向上等のための、デジタル技術導入による経営改善の取組を支援します。

補助対象者	道内の中小・小規模企業者等	
申請区分	通常枠	賃上げ枠 [※]
補助率	1/2以内	3/4以内
補助上限額	200万円 (下限10万円)	300万円 (下限10万円)
対象経費	経営改善に資するデジタル技術導入に係る経費	

※①賃上げ枠(実施予定):申請日から補助事業完了日までの間に、常時使用する従業員の平均賃金を2024(令和6)年12月時点と比較して**3.5%以上**引き上げる旨の賃上げ誓約書を提出。

②賃上げ枠(実施済み):2025年1月から申請日までの間に、常時使用する従業員の平均賃金を2024(令和6)年12月時点と比較して**3.5%以上**引上げ済み。

公募期間 (令和7年) **2025年3月19日[水]～5月19日[月]** ※当日消印有効

申請方法

電子申請 または **郵送申請**

- 下記専用ホームページから電子申請ができます。お問合せや書類の追加提出がスムーズな電子申請をご利用ください。
○申請書の書き方が分からない場合は、申請の手引をご確認いただくか、下記コールセンターにご相談ください。

デジタル技術導入補助金2025事務局

専用
ホームページは
こちら

コールセンター

[受付時間:平日 9:00～17:30]

TEL.011-351-6424

専用ホームページ

<https://digital-support2025-hokkaido.jp/>



Q1.

申請書や申請の手引きはどこで配布していますか？

専用ホームページからダウンロードができます。

<https://digital-support2025-hokkaido.jp/>

Q2.

申請にはどのような書類が必要ですか？

以下の書類が必要となります（追加で書類の提出をお願いする場合があります）。

なお、賃上げ枠の場合、⑦又は⑧の書類をご用意ください。

提出書類の詳細については、申請の手引きまたは専用ホームページをご確認ください。

申請に必要な書類	中小法人等	個人事業者等
① 補助金交付申請書（様式第1号）	●	●
② 直近決算書（貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳含む）、製造原価報告書、株主資本等変動計算書） 個人の場合、所得税青色申告決算（青色 一般）または収支内訳書（白色、青色（農業、現金））	●	●
③ 履歴事項全部証明書（原本） 3カ月以内に発行されたもの 個人の場合、開業届の控えの写し及び本人確認書類の写し（運転免許証などの住所、氏名、顔写真が記載された公的機関の発行物）	●	●
④ 誓約書（様式第1号別紙1）	●	●
⑤ 補助金交付申請書の「4 補助対象経費及び補助金申請額」欄に記載した物品等の見積書、カタログ等	●	●
⑥ 営業許可が必要な業種の場合、営業許可証の写し	●	●
⑦ 申請区分が賃上げ枠（実施予定）の場合、賃上げ誓約書（様式第1号別紙2）及び2024（令和6）年12月の賃金台帳	（賃上げ枠の場合）	
⑧ 申請区分が賃上げ枠（実施済み）の場合、賃上げ実績書（様式第8号別紙2）、2024（令和6）年12月の賃金台帳及び賃上げ実施後の賃金台帳	（賃上げ枠の場合）	

Q3.

対象となる取り組み例を教えてください

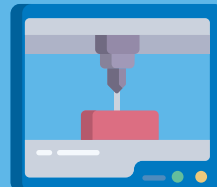
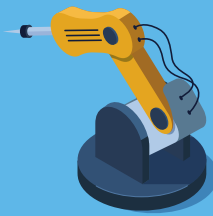
小売店

訴求効果の高い
商品PRのため
デジタルサイネージの導入人手不足対策（省人化）のため
セルフレジを導入

飲食店

人手不足対策（省人化）のため
配膳ロボットを導入人手不足対策（省人化）のため
オーダーシステムを導入
（券売機、タッチパネルタイプ）

製造業

製造工程効率化のため
3Dプリンターを導入人手不足対策、
労働負荷軽減等のために
ロボットシステムを導入

その他

情報発信や販売の
効率化のためアプリ開発や
ECサイトを構築事務効率向上のため、
業務改善ソフトや
クラウドサービスを導入・人事労務管理ソフト
・勤怠システム etc.